

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童相談ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第6号・8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号へ・2号ホ・4号へ・6号ホ、第30条第3号ハ、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ、第53条第1号ロ、第59条の2の2第1号へ・6号へ 2. 情報照会 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号・2号・5号・6号、7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎13階 千葉県健康福祉部児童家庭課 児童相談所改革室 043-223-3634

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	「I 関連情報」 3. 個人番号の利用	・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第4号・6号	・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第6号・8号	事後	主務省令の改正
平成28年12月15日	「II しいくい値判断項目」 1. 対象人数/2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	時点修正
平成28年12月15日	「I 関連情報」 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班	千葉県総務部政策法務課相談調整班	事後	組織改編
平成29年6月19日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ロ・3号ロ・4号、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ ※当該事務に関する別表第二の56の2の項及び116の項に係る主務省令は未制定	1. 情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ホ・3号ヘ・4号・6号ヘ、第30条第3号、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ ※当該事務に関する別表第二の116の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の改正
平成29年6月19日	「I 関連情報」 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	組織改編
平成29年6月19日	「II しいくい値判断項目」 1. 対象人数/2. 取扱者数	平成28年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童家庭課長 松尾 三洋	児童家庭課長	事後	様式変更
令和1年6月28日	「II しいくい値判断項目」 1. 対象人数/2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(新設)	事後	様式変更
令和3年6月14日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ホ・3号ヘ・4号・6号ヘ、第30条第3号、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ ※当該事務に関する別表第二の116の項に係る主務省令は未制定 2. 情報照会 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号・4号・5号	1. 情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ヘ・2号ホ・4号ヘ・6号ホ、第30条第3号、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ、第53条1号ロ、第59条の2の2第1号ヘ・6号ヘ 2. 情報照会 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号・2号・5号、6号、7号	事後	主務省令の改正
令和3年6月14日	「I 関連情報」 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎13階 千葉県健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室 043-223-2357	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎13階 千葉県健康福祉部児童家庭課 児童相談所改革室 043-223-3634	事後	組織改編
令和3年6月14日	「II しいくい値判断項目」 1. 対象人数/2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月1日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ヘ・2号ホ・4号ヘ・6号ホ、第30条第3号、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ、第53条第1号ロ、第59条の2の2第1号ヘ・6号ヘ 2. 情報照会 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号・2号・5号・6号、7号	1. 情報提供 ・番号法第19条第6号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ヘ・2号ホ・4号ヘ・6号ホ、第30条第3号ハ、第31条第1号ロ・2号ロ・5号ロ、第53条第1号ロ、第59条の2の2第1号ヘ・6号ヘ 2. 情報照会 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号・2号・5号・6号、7号	事後	関係法令の改正